

(目的)

第1条 この条例は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、図書館の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- 名称 松本市中央図書館
- 位置 松本市蟻ヶ崎2丁目4番40号

2 図書館に次の分館(以下「分館」という。)を置く。

名称	位置
南部図書館	松本市芳野4番1号
あがたの森図書館	松本市県3丁目1番1号
鎌田図書館	松本市両島5番50号
寿台図書館	松本市大字寿豊丘649番地1
本郷図書館	松本市浅間温泉2丁目9番1号
中山文庫	松本市大字中山3533番地1
島内図書館	松本市大字島内4970番地1
空港図書館	松本市大字今井4237番地1
梓川図書館	松本市梓川倭562番地1
波田図書館	松本市波田10106番地1

(事業)

第3条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第3条に掲げる事項に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(休館日及び開館時間)

第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

区分	休館日	開館時間	
		平日	休日等
中央図書館	1 月曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日の翌日(休日を除く。)) 2 12月29日から翌年1月3日まで 3 毎月第4金曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日の前日) 4 特別整理期間(年間15日以内の期間で教育委員会が別に定める期間)	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで
南部図書館	1 火曜日 2 休日(日曜日を除く。) 3 12月29日から翌年1月3日まで 4 毎月第4金曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日及び当該日の前日) 5 特別整理期間(年間15日以内の期間で教育委員会が別に定める期間)	午前10時から午後10時まで(土曜日を含む。)	午前10時から午後5時まで(土曜日を除く。)
あがたの森図書館	1 月曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日及び当該日の翌日) 2 休日(日曜日を除く。) 3 12月29日から翌年1月3日まで 4 毎月第4金曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日及び当該日の前日) 5 特別整理期間(年間15日以内の期間で教育委員会が別に定める期間)	午前10時から午後7時まで	午前10時から午後5時まで
鎌田図書館		午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時まで
寿台図書館		午前10時から午後5時まで	
本郷図書館			
中山文庫			
島内図書館			

空港図書館			
梓川図書館		午前10時から午後6時まで	
波田図書館	1 月曜日 2 休日の翌日(当該日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、当該日以後の休館日(第4号に規定する休館日を除く。)を除いた最初の平日とする。) 3 12月29日から翌年1月3日まで 4 毎月第4金曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日の前日) 5 特別整理期間(年間15日以内の期間で教育委員会が別に定める期間)	4月から11月まで 午前10時から午後7時まで 12月から3月まで 午前10時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。
- 3 「平日」とは、休日等以外の日をいう。

(利用の許可)

第5条 図書館資料を利用しようとする者は、所定の手続きを経て、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入館をさせないこと又は図書館資料の貸出しをしないことができる。
- (1) 図書館の秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 図書館資料の返納を怠ったとき、図書館資料を故意に汚損若しくはき損したとき又は第8条に定める弁償の責を果さないとき。
 - (3) その他教育委員会が管理上不適當と認めたとき。

(サービスポイントの設置)

第7条 教育委員会は、図書館資料の貸出し及び返却その他教育委員会が必要と認める図書館サービスを行うため、教育委員会が別に定めるところにより、サービスポイントを置くものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、図書館資料を亡失、汚損又はき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(図書館協議会)

第9条 図書館の適正な運営を図るため、法第14条の規定に基づき、松本市中心図書館に松本市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 社会教育関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 有識者
 - (5) 公募による市民
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
 - 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (廃止)

第10条 松本市中心図書館を廃止する場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(条例の廃止)
- 2 市立松本図書館条例(昭和26年条例第10号)及び市立松本図書館使用条例(昭和22年告示第102号)は、廃止する。

(経過措置)
- 3 この条例施行のさい、旧条例の規定に基づいてなされた行為は、この条例によりなされたものとみなす。

附 則(昭和40年10月21日条例第32号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。
附 則(昭和42年12月23日条例第37号)

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和42年教育委員会規則第12号で昭和43年1月26日から施行)

附 則(昭和48年4月20日条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月16日条例第4号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年9月27日条例第41号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年2月29日条例第11号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年6月24日条例第35号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(平成2年3月22日条例第23号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第4条第2項及び第5条第2項の改正規定中南部図書館に係る部分の施行期日は、別に規則で定める。

(平成2年教育委員会規則第15号で平成2年5月24日から施行)

附 則(平成3年9月30日条例第53号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成5年3月12日条例第35号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月12日条例第23号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第37号)

この条例は、平成13年4月17日から施行する。ただし、第2条第2項、第4条第2項及び第5条第2項の表の改正規定中島内図書館に係る部分は、平成13年5月10日から施行する。

附 則(平成14年3月15日条例第27号)

この条例は、平成14年4月18日から施行する。

附 則(平成16年9月27日条例第27号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月20日条例第52号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第28号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第82号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(波田町の編入に伴う経過措置)

- 2 波田町の編入の日前に、波田町教育委員会によりなされた処分その他の行為は、この条例による改正後の松本市図書館条例の相当規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(平成24年3月1日条例第23号)

この条例は、平成24年5月11日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日条例第106号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月24日条例第64号)

この条例は、令和6年10月26日から施行する。